

答申（収納第796号）

1 審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）の行った全部開示決定は妥当でなく、開示決定済の平成16年4月1日から平成24年6月28日までの「納付履歴」に加え、平成14年1月1日から平成16年3月31日までの「収納入金一覧」を開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

（1）異議申立人は、平成24年6月15日、出雲市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、実施機関に対し、個人情報開示請求を行った。

（2）実施機関は、平成24年6月28日、条例第16条第1項の規定に基づき、異議申立人の平成16年度から平成24年度までの市税等の「納付履歴」（平成24年6月28日現在）について、全部開示決定（以下「本件開示決定」という。）を行い、同月29日、異議申立人に対し、個人情報開示決定通知書を手渡すとともに、開示を行った。

（3）異議申立人は、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、平成24年7月5日、本件開示決定に対する異議申立てを行った。

（4）実施機関は、条例第32条第1項の規定に従い、平成24年7月30日、当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

（1）異議申立ての趣旨

請求と開示されたものがちがう。

（2）異議申立ての理由

H14～H24のデータを要求したのに、H16～H24のデータであったこと。

#### 4 実施機関の主張

出雲市個人情報保護事務取扱要綱第9条の規定により、異議申立人が求めている個人情報の特定を行った際、実施機関としては、異議申立人が求めている個人情報は「納付履歴」という様式の文書であると特定した。

「納付履歴」は、滞納整理システムに保存する公文書である電磁的記録を、所定の書式に印刷したものであり収納課において用いているが、この滞納整理システムは、税務システムで保存する電磁的記録の一部(始期は平成16年度)をデータ移行しており、平成15年度以前の電磁的記録については保存していない。

そのため、異議申立人の請求は平成14年1月1日以降の「納付履歴」であったが、平成16年度以降の「納付履歴」を開示決定した。

一方、市税及び国民健康保険料の入金については、市民税課において、日々の入金記録を確認する目的で使用している「収納入金一覧」という電磁的記録がある。

異議申立人が「納付履歴」という様式でなくとも、平成14年1月1日から平成16年3月31日までの入金の一覧を求めるということであれば、「収納入金一覧」を開示することは可能である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 「納付履歴」の様式は、平成15年度以前のデータが存在しないことが、審査会の調査により判明した。
- (2) 異議申立人は、平成24年6月15日付個人情報開示請求書において、「開示請求に係る個人情報の内容」は「H14年度からH24年度の市税の納

付りれき」と記載されている。

(3) 平成24年6月20日、実施機関は異議申立人に対し、開示請求内容を確認する文書を送付した。確認事項は次のとおりである。

「1. 開示請求に係る個人情報の内容で『平成14年度から、平成24年度の市税の納付履歴』とありますが、『市税』とは、これまでのやりとりから『国民健康保険料を含んだもの』として解釈してよろしいか確認します。」

(4) 平成24年6月24日、異議申立人から実施機関に対し、文書にて「1. よろしい。当然です。」との回答があった。

(5) 以上の経緯から、実施機関は、異議申立人が求めている個人情報は「納付履歴」という様式の文書であると特定したとする。

(6) しかし、上記(2)～(4)からは、異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容が、「納付履歴」という様式の文書であるとは特定できないのであって、異議申立人が求めているのは、納付履歴の電磁的記録であると特定すべきである。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

(収納第796号に関する審査会の処理経過)

| 年 月 日                    | 内 容                   |
|--------------------------|-----------------------|
| 平成24年 7月30日              | 実施機関から出雲市個人情報保護審査会に諮問 |
| 平成24年 8月21日<br>(審査会第1回目) | 審議                    |
| 平成24年 9月12日<br>(審査会第2回目) | 審議                    |
| 平成24年10月10日<br>(審査会第3回目) | 審議                    |
| 平成24年11月15日<br>(審査会第4回目) | 審議                    |
| 平成24年11月26日              | 出雲市個人情報保護審査会から実施機関に答申 |

(出雲市個人情報保護審査会委員名)

今岡文子, 竹下一郎, 原 量範, 福田真也, 三島幸子